

会議の名称	政治倫理審査会	開催月日・令和5年6月6日 開会時間・午前・午後 9時58分 閉会時間・午前・午後11時25分
出席者	南谷 佳寛 近藤 伸二 佐藤 健 南谷 清司 原 一郎 野口 佳宏 後藤 國弘 花村 隆 豊島 保夫	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村同課主任	
協議事項	○ 豊島議員の関係について	

【開会＝午前9時58分】

南谷佳寛委員長

ただいまから羽島市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

羽島市議会議員政治倫理審査会規程第3第2項により、本日の会議は非公開といたします。よろしく願いいたします。

初めに、前回の審査会での豊島議員の発言を反訳したものを配布したいと思います。また、前回お配りしたものを含め、作成中の会議録につき、審査会終了後、回収いたしますのでよろしく願いいたします。

本日の審査事項は豊島議員の関係についてであります。豊島議員には6月2日開催の審査会で事情聴取しましたが、規程第3第4項により、経過、状況、その他必要な事項について報告を求めたいと考えますがよろしいですか。

(異議なし)

南谷佳寛委員長

では豊島議員に経過、状況、その他必要な事項について報告を求めることといたします。

(豊島議員入室)

南谷佳寛委員長

では、豊島議員に経過、状況、その他必要な事項について報告を求めることといたしますが、委員長において順に指名しますので、それぞれ簡潔明瞭な質疑応答をお願いしておきます。

南谷清司委員

質疑ということですのでよろしく願いいたします。羽島市議会で選挙公報に誤りの記載があったということで、市民の関心が非常に高く、この政治倫理審査会も市民に対する説明責任を果たすと、そういう意味で非常に重要な委員会だと思っております。先輩議員に対して大変申し訳ございませんが、そのような委員に指名されたということで、職務としてお尋ねしますのでよろしく願いいたします。ちょっと細かいところに入るかもしれませんが、何点かお尋ねをしたいと思います。まず、名称についての認識が誤っていたというか、チェック等が甘かったということで、記載された社会福祉士という資格なんですが、この社会福祉士の資格は福祉関係の国家資格の中では一般的には最難関と言われている資格でして、合格率が2022年

度が31%、2023年度は44%程度だと言われております。豊島議員は福祉の充実、福祉関係の方々と連携を常に図っていらっしゃるというようなことを述べていらっしゃると思いますが、そういう活動に重きを置いていらっしゃるような議員の方が認識を誤って社会福祉士というこの資格を記載してしまわれたということについて、特に国家試験の中でも特に難関といわれるこの試験について誤って記載をしてしまったということについて、今のお気持ちをもう一度お聞かせ願えるとありがたいと思います。

豊島議員

今、南谷委員からのお尋ねでございますけど、福祉の学校で学び、そして即、市の福祉分野で社会福祉主事という位置付けで勤務をしてきました。勤務したときには今ご指摘の社会福祉士という制度はなく、また、そういう名称等はありません。それで、国の方の、ご指摘の通りありまして、そういうことになってからの勤務経験とか実務経験もありませんでしたが、社会的なことの名称としてそういうものが使われた段階において、相当前ですけど、資格名称を記載して、他のところでも記載を文章でしたことは、私的なことでもあります。ただし、前にも申し上げましたが、これについて、活用して仕事をしたとか、それから、活用して何か紹介とか、お会いしたとかは一度もないし、また使って勤めたり、事務に当たったりももちろんありませんし、現在もありません。この認識と言われますけど、まさに軽率であったということは事実であります。以上です。

南谷清司委員

ありがとうございます。軽率であったというお気持ちということのようです。それで、当初、社会福祉主事として職務にあたっていらっしゃるのと、その時には社会福祉士の国家資格はまだ法律が成立していなくて、そのような国家資格はなかったということです。それから、社会福祉士の国家資格が制定されて、そこの辺りで認識の間違いが起きたということなんですが、社会福祉士という資格の存在を承知された、認識されたのはいつ頃でしょうか。

豊島議員

いつという年数まではちょっと記憶にないんですけど、もちろん現場を離れ、さらに市の退職後に、その後も福祉及び福祉分野の関係者と連携を保ったり、福祉教育の方のいろんな場面に関わらせていただいていた関係から、そこまではですけど、退職後の時点で、その頃の時期的なことは、もう福祉士という制度がありましたので、それをまさに書いてしまっていたということですから、時期的なこ

<p>南谷清司委員</p>	<p>とで言えばもちろん退職後に、そういうことを書いてしまっていたということです。時期的には。</p> <p>ありがとうございます。退職後に社会福祉士という資格の存在を知識として得られたということなんですが、そのときに同時に社会福祉士の資格も持っているという認識をされたのか、社会福祉士という資格が世の中に出たときというか、社会福祉士の資格を知ったときにはまだ自分が社会福祉士という資格を持っていないと認識されていたのか、この社会福祉士の資格を持っていると認識されたのはいつ頃なんですか。</p>
<p>豊島議員</p>	<p>認識というか、持っているという確認とか、そういうことはしておらず、社会福祉の分野でやって、社会福祉の担当として実務もやってきて、私もそういうことをやっていたから、そして一般的に社会福祉士というのが学校の方でもそういう制度を周知され、また一般の世間でも周知されてきたことから、そういう切り替えが自動的にというのは失礼ですけど、そういう名称というか、今はそういうふうになったのかなという、まさにそこは軽率であり、チェック不足、これは事実だった、そういう時期です。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>今のお話ですと、社会福祉士という資格の存在を知ったとき、それは退職後ということなんですが、そのときに社会福祉士の資格は自動的に付与されると、そういうような誤った認識を持たれたというふうに理解をしたわけなんですが、社会福祉士が国家資格で最難関、福祉関係では最難関と言われている非常に合格率が低かったんですが、このことについてはご存知なかったということなんですか。</p>
<p>豊島議員</p>	<p>そこの調査及びチェックについてはしておりませんでした。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>福祉関係にご努力されて、その方面での活躍もしていらっしゃる、またそのように充実を図っているということなんですが、社会福祉の世界では社会福祉士の資格というのはかなり皆さん認識を深く持っていらっしゃる、そう簡単には取れないという話題もあちらこちらで出てくるし、社会福祉士を持っている人は持っているということをかなりアピールされると思うんですが、そういったとき、何らかの思いというのはなかったんですか。</p>

豊島議員	繰り返しになりますけど、仕事及び日常生活を含めて、公表というか、これを活用とか、公言したりはありませんし、これについてお尋ね等を受けたことは、少なくとも記憶のある範囲では、私の周囲からはありませんでした。これは事実です。
南谷清司委員	指摘がなかったということは確かにそうかもしれませんが、周りに社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方はいらっしゃいましたか。
豊島議員	1人1人に確認したことはありません。
南谷清司委員	承知しました、ありがとうございます。あと、社会福祉士の資格を自分が持っていないと認識されたのはいつですか。
豊島議員	正式に確認というか、そういう制度でという調査をきちんとしたのは、先般ご指摘を受けて、古いことで言えば、社会福祉主事時代の実務等から、社会福祉士という一般的な世間で使われだしておることから表記してしまっているということですから、今回いつということだと、今回ご指摘というか、お尋ねがあったときに正式に言えばその時点です。
南谷清司委員	ありがとうございます。そうしますと、社会福祉主事として仕事をしていらっしゃるって、その経験があれば自動的に社会福祉士の資格は自動的に付与されると、そう認識して思い込んでいたがために今回の報道、初めて自分が社会福祉士を持っていないということを認識したという、そういうようなご説明でよろしいですね。
豊島議員	その通りです。
南谷清司委員	ありがとうございます。それで、選挙公報を過去4回分いただいているんですが、平成23年には社会福祉主事と記載があるんですが、その4年後、平成27年は社会福祉士と記載が変わっているわけなんですが、変えられたいきさつとか、変えられた理由は何でしょうか。
豊島議員	これも先ほどご質問にもありましたし、私もお答えしたように、制度的なことが、社会、世間という言い方か、い

ろんなところでこういう資格名称が出てきまして、そういうのに、自動的にと言うと失礼ですけど、変更というか変わって、これは付与されるというか、名称が変えられるというか、できるというような甘い認識、そういう一点です。

南谷清司委員

そういう自動付与だとすると、逆に平成23年の記述が正しくないということにもなるんですが、それはそれとして置いておきまして、選挙公報に所有資格を書くということは、かなり重い、社会的に責任を持つことだと思うんです。名刺にちょっと書くとか、どこかへ出す経歴にちょっと書くのと違って、ことが選挙公報ですので、ここに資格の名称を書くということはかなり重いことですので、私の考え方ですと、やはりしっかりチェックをすると、いつ取ったのか、どこで取ったのか、合格証書なり資格証書なり、あるいは制度なりしっかり確認をして記載をすると思うんですが、またおそらく他の議員の皆さんもそうしていらっしゃると思うんですが、その点について、そうならなかった理由は何なんでしょうか。この辺が市民の皆さんも一番疑問に思っているところですので、市民向けにもご説明いただけるとありがたいです。

豊島議員

これも繰り返しになりますが、全体的なことのチェックはきちんと製作からやっておったんですけど、資格として一字一句というか、それは当たり前のことでしょうけど、そこが完全にきちんとしたチェックをしなかったという、これはまさにミスです。それ以外ありません。

南谷清司委員

もちろんミスだということなんですが、これミスとおっしゃられるだけでは、平成23年は社会福祉主事と書いてあって、27年に社会福祉士と修正をされていますので、前回出した、例えば令和5年が間違っていて、その前の平成31年からそのままというっかり出しちゃったよというのはわかりやすいんですけど、修正をするということはかなり意図的な操作で、そこには何らかのチェックなり、ちょっとミスだけではなかなか市民の皆さんの理解は得にくいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

豊島議員

先ほどの繰り返しですけど、その頃からも全般的な羽島市の福祉関係にも発言をさせていただいたり、また調べたりさせていただいている中で、我が国というか、いろんな場所で社会福祉士という名称、これが目に付く、また広まってきたり、それからそれを生かして仕事をしてみえる

というご紹介とか、そういうのはちょうど出てきた、特に広まるというか、重要視された、そういうことから、そちらの、そういうのが目に付いて、意図的に変えたというよりも、そういう制度になって、そこは確認ミスと言うしかないわけです。

南谷清司委員

市民がどう思われるかということですので、真実が何かということは、これはなかなかわからないわけですが、市民の皆さんが思われるのは、社会福祉のために活動していらっしゃるれば、社会福祉士の資格がどういう資格かということは当然わかっていなきやいけないだろう、なのに途中で変えたということは、うっかりミスとはなかなか思えないという声が私のところには多く来ているし、私自身もこの介護福祉士とか社会福祉士とか精神保健福祉士でしたか、この3つの社会福祉の三大資格なんです、あちらこちらでこれを聞いていて、今ではこれが採用の条件にもなりがちのところまで来ておりますので、福祉の部門で頑張っているらっしゃるということであれば、こういう話題は自動的に耳に入ったり、あるいは知識として持っていたかかったというのが率直な感想です。もう一点、そういう具合で資格に対してかなり無頓着に記載されたというミスということなんですが、ここの中にもう一点、NPO法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長という現在の主な活動、所属団体、役職というもので書いてあるんですが、この岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長というのはどんな役職なのでしょう。

豊島議員

これは私の町内に、NPOからできて、とにかく私の町内で初めてそういう団体を設立され、活動を始められた責任者の方から、町内でいろいろなご相談とか何とかも、地元に住んでみえるということから、かみなり村という名称でやり始められたので、その相談とか何とかに乗ってもらおうということからも、町内での間に相談もしたいことがあるのでということ、また親しくもしておりましたので、そういうことから申し出というか、お話を受けて、いいですよということだけで受けただけで、どんなことというのは全く、何のルールというか、約束事ありませんし、ただ受けただけでして、それ以来、今日まで来ておるだけです。

南谷清司委員

この村村長というのは、岐阜羽島ボランティア協会の中に定められている職というか、役割というか、そういうものなんですか。

豊島議員	<p>全くないと思います。私、そういう役員でも何でもありませんし、全く、口頭で頼みますと言われて、いいですよと、それを承諾しました。先ほども言いましたように、位置づけも何にもないと思います。それは私の方のことではないですが、頼まれたのは事実ですし、いいですよと言ったのも事実です。それだけのことです。</p>
南谷清司委員	<p>頼まれたのは村長を頼まれたんですか、それとも相談役を、相談相手を頼まれたのですか。</p>
豊島議員	<p>名称を、村長という言い方、かみなり村という名称を使ってみえますので、そこの村長と、誰も村長おりませんでしたし、村長とはっきり言われました。</p>
南谷清司委員	<p>頼まれた当時、村長に就いてくれと頼まれたので、それを引き続き今も記載しているという理解でよろしいですか。</p>
豊島議員	<p>その通りです。</p>
南谷清司委員	<p>現在も頼まれていらっしゃるんですか。</p>
豊島議員	<p>そういうことでしたら、今日まで、もういいですよとか、なくなるも何も、今言われたように、そういう位置づけがありませんので、それは私のどうこうでなくて、私の方から、今名称がなくなっていれば別ですけど、そういう組織はあるわけですから、地域もありますから、なんら、これもご返答したこともないですし、先方からも何の申し出もありませんので、全く考えてもいない、ずっときておると、そんなようなことです。</p>
南谷清司委員	<p>これが公報に初めて出てきたのが平成23年の公報で、初めてかみなり村村長と出てきておりますので、村長として依頼されたのは当然その前だと思うんです。それ以降、村長を続けてくれとか、何かそういうような接触なり会議に出席されたとか、何かそういうことはあるんですか。</p>
豊島議員	<p>これは任期も何も全く、役員でも何でもありませんので、それはそこの代表が言われたこと、まさに約束というか、そういう言葉ですので、毎年毎年とか、それから定期的な改選とか、そういうのを私も聞いたことないし、そう</p>

いうことは現時点でもありませんので、そのままこういうのはよく世の中で言う、そのまま継続しているのかなと、それだけの軽い気持ちです。

南谷清司委員

選挙公報に載せる現在の主な活動、所属団体、役職としてそういうような形で依頼されて、それ以降、特に何の接触もなく、ずっと12年間ですか、続いてきて、今のボランティア協会長さんはどなたかよく存じませぬけれど、その方の意向もおそらく確認もしていらっしゃらないだろうと思うんですが、そういう状況でここに載せるということが適切かどうかということについてはどのようにお考えですか。

豊島委員

先ほど申しましたように、そういう役職でないとか、役職というのもおかしいですが、そういうのと関わっていないとか、そういうことならばそこから辞退したり、外れたりということでしょうけど、確認と言われましても、地域というか、世の中のいろんなもののお世話をしているのに、ずっと頼むと言われて、ずっとやってきておるということだけで、あえて、日々確認をしたことも当然ありませんし、ご指摘を受けたことも、その団体等からは今日現在ありません。

南谷清司委員

わかりました。もう一点だけかみなり村について、この直近の4年間でかみなり村についてどんな活動をされているのでしょうか。ちょっと具体例を教えてください。

豊島議員

先ほど言いましたように、役員でも何でもありませんし、幹部でもありませんし、あえて相談ごとを受けるというようなことも、個々のことについては全くありません。そういう権限があったら、議員活動とも関わることがありますので、一切ありません。当然会員は一会員です。羽島市の他の多くの団体でありますような会費を払っている会員、それから催し物があるときは、これは一市民というか、住民ということで、お祭り等には参加していると、参加できないここ数年間は何も全くありませんでしたし、そんな状況です。

(「ちょっと委員長、ちゃんと指名して、勝手にしゃべっているでいかん。」などの声あり。)

南谷清司委員

申し訳ありません。それでは許可をいただきましたの

で、今のかみなり村のことはこれで結構なんですけど、要するに、かみなり村村長としての業務は4年間されていなかったという、そういう一会員としての参加ということで今お聞きをしたんですけど、そういう理解でいいのかなと思いますけど、それでは最後になりますけど、虚偽事項公表ということ、ミスであろうとなんだらうと虚偽事項公表になるんですけど、罰としては2年以下の禁錮または30万円以下の罰金と、もしも立件されればの話なんですけど、社会福祉士の名称、これも名称使用制限が決まっておりますので、要するに持っていないのにこの資格の名称を使用すると30万円以下の罰金と非常に重い刑罰が科せられるというような法律の定めがあるんですけど、そういうような罰則に反するような行為をミスとは言えどもされてしまったということなんですけど、そのことについて選挙に選ばれた議員として、その責任の取り方についてはどのようにお考えなのかをちょっと教えていただけたらありがたいです。これが最後になります。

豊島議員

そこに名称を載せたことについて、これらの分野には、教育と福祉に力を入れていくという、それが私の目標というか、進めていく姿勢でしたので、そういう面との連携をより充実していきたいということで、そこをずっと表記してきてしまったということです。あえてそこに履歴とかそういうふうにはうたわなかったというか、私のその辺はチェックミスですが、そういう分野に力を入れて、連携をしていきたいと、この二つ、大きく、そういうつもりで書かせていただきました。

南谷清司委員

先輩議員に大変僭越な質問をさせていただきまして申し訳ありませんでした。これも職務ということでご容赦願えたらありがたいかと思っております。以上で終わります。

野口委員

先日の政治倫理審議会でもいただいた資料の選挙公報に書いてあるんですけども、社会福祉士に関しては、この報道内容についてはその通りであるということでお話があったんですけども、この社会福祉士の隣の児童福祉司について、この児童福祉司の資格はお持ちなんですか。ご説明をいただきたいと思っております。

豊島議員

ちょうど同じ時期かと、私が当時、社会福祉主事等をやっていた当時は、これはありませんが、社会福祉士、それから、これは関連してそういう制度の資格等で、児童の方

の分野、それから事業の部局、部署等でそこに指導したり、そこで携わる者がそういうのを使うと、使えると、これも資格として、2つが関連して取得できるということから、私も児童の方についても、そういう分野は携わりましたので、ただこの名称は、当時もありませんでしたので、社会福祉主事全般で扱わせていただいた関係から、この2つを新たな制度資格の段階において、資格が生まれたときから、並列して表記した。完全な誤りというか、チェックミスで、その通りです。これは2つが関連していたということから、使ってしまったということです。

野口委員

ということは、社会福祉士と児童福祉司の2つの資格はお持ちでないということによろしいですか。

豊島議員

その通りです。現時点ありません。

花村委員

重なる部分がありますけれども、一点お尋ねをいたします。この社会福祉士という資格について、豊島議員は持っていると思っていたのか、あるいは持っていないことはわかっていたのか、そのことについてお答えください。

豊島委員

持っていたという、その確認を怠ったのは事実です。福祉をやってきて、福祉士へ自動的な切り替えというか、資格要件が与えられたのか、その確認もしておりませんでした。ただ、現場でもやってきた関係で、福祉士というのに切り替わったというか、そういうふうになったのかという確認をせずに、甘い認識というかチェックミスですけど、そういう感覚を持っておりました。

近藤委員

様々なご意見ありまして、それから豊島議員から既に全員協議会で皆さんの前で早期の時点で陳謝をされております。それで、何回か今質問の答弁でも自分のチェックが甘かったということで、大変反省をしておられますので、私としてはこれ以上質問はありません。以上です。

後藤國弘委員

皆さん質問されたんですけど、市民の方が一番疑問に思っているというか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思えますけれども、この社会福祉士を記載したことはうっかりミスなのか、意図的にやったのかということころが市民の皆様が疑念を持たれているところだと思うので、この辺はどうでしょうか、うっかりなのか意図的にやりましたなのか、この辺を確認したいと思えます。

<p>豊島議員</p>	<p>先ほどの繰り返しになりますけど、社会福祉主事として福祉分野においてそういうものに関わってきて、それからその後も団体とか個人的にも福祉教育分野には関わってきました。福祉主事としての実務経験、それはやってきたんですけど、福祉士に、こういう制度になって、自動的に変わるといえるか、そういう名称を使うようになったのかという、そこのチェックミスと認識ミスは私の甘さですけど、ですから、意図的かというとこれは全くありません。ですから、そのようなふうで途中というか、名称を記載してしまっておると、これまでもしてしまってきたということは、繰り返しになりますが、そういう意図はなく、変わってきた名称ということで書いてしまったと。以上です。</p>
<p>後藤國弘委員</p>	<p>意図的ではなかったという趣旨だと思います。そうしますと、この平成23年には社会福祉主事、それから平成27年に社会福祉士と表記が変わるわけですけど、この間、何かがあったんじゃないかなと勘ぐってしまうんですが、これが変わった経緯みたいなのがもしわかれば教えてください。</p>
<p>豊島議員</p>	<p>経緯というか、先ほどの繰り返しになりますが、社会全体、国の方で、社会福祉士の活動が世間で広まりというか、周知されだして、そちらの名称が中心になって、周知されだしたのは事実。それはこの制度ができたときからですからもっと前ですが、それが私自身もそういう名称としては、これからこうなんだということで、安易に使ったということです。そういう経緯です。</p>
<p>後藤國弘委員</p>	<p>社会福祉士というのは、30年以上前からある資格だと思うんですけど、いわゆるそういうことの認識のないまま、世間が使われ始めたから、多分こっちの表記でいだろうというふうに理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>豊島議員</p>	<p>そのような理解です。</p>
<p>原委員</p>	<p>社会福祉士と児童福祉司が自動的に免許がもらえるというふうに思ったという話ですが、通常考えると、自動的にこの免許が更新された場合というのは、新たにそういった証書等が手元に来ると考えるんですけど、そういった考えはなかったのかお聞かせください。</p>

豊島議員	それは全く、そういう今のご指摘の考えはありませんでした。
原委員	社会福祉士も児童福祉司もかなり重い、そういった資格だと考えられるんですが、一切なかったということでしょうか。
豊島議員	はい、その通りです。
原委員	続きまして、先ほどお話ありましたかみなり村村長の話なんですが、村長というと本当に一番上の立場という認識につながると思うんですが、このかみなり村村長として何かイベント、また会議等々で、村長としてご出席されたことはありますか。
豊島議員	全く一度もありません。
佐藤委員	ちょっといろいろ伺いたいことがありますので、ちょっと僭越ですが伺わせていただきたいと思います。まず、社会福祉主事という名称が平成23年の選挙公報には書かれておるわけでございますけれども、主事と申しますと、市役所から現に主事担当としてやられているということがそもそも前提ではないかと思われるんです。つまり、ご退職された後においてはその発令を受けていないわけですから、そもそも主事ではなくなると思われるんです。そうしますと、この2010年3月退職と記載があることから申しますと、社会福祉主事と書いてあることが、発令されたということがなくなるわけですから、それ自体がちょっと矛盾を感じるんです。この社会福祉主事という記載のこの趣旨はどういった趣旨なんでしょうか。
豊島議員	先ほどともだぶりますけど、そこに、字句も安易に載せたことも含めて、今の、社会福祉主事、それから社会教育主事も、こういうことをやってきたということで、そういう分野の方に力を入れ、連携をしていきたいということから、これまで場を踏んできたということを掲載したということで、そういうことから載せてしまったということです。
佐藤委員	そうであると、この現在の主な活動と書いてあるのもちょっと矛盾を感じるんですが、それはいいでしょう。次に社会教育主事の関係で伺いたいと思います。社会教育主事

	に発令されたのはいつごろのことでしょうか。
豊島議員	市役所に入って、40年ほど前になりますか、40年ほど前になると記憶しております。
佐藤委員	40年ほど前に社会教育主事になられたということなんですけれども、その時には既にその要件が確保されていたという理解でよろしいのでしょうか。
豊島委員	確保というか、そういう資格をいただいたと、現場にもおりましたし、それから研修というか、そういうのを積んで、いただいたということで、それで職務をしてきました。以上です。
佐藤委員	社会教育主事としてはどのようなことをなさってきていましたか。
豊島委員	青少年指導、地域公民館指導、成人教育指導、婦人教育、幅広く言えば文化活動、文化財、そういう分野です。
佐藤委員	この社会教育主事という資格は、私当時の状況は存じませんが、今の法律上は非常にたくさんの科目を勉強して、それで学んで、そして発令されるということで、かなりシビアな資格になります。取るのが大変な資格であるという理解なんですけど、当時はそうではなくて、簡易に取れたということなんでしょうか。
豊島委員	簡易かどうかですけど、一定の単位とか、一定の要件を満たせば、全員とはですけど、ほぼいただける、いただけたと記憶をしております。
佐藤委員	社会教育主事は結構足りないということが文部科学省の方でも問題になっているような資格で、全国でも千何百人とかしかいなくて、それでかなり拡充が求められている資格だという認識なんですけど、ちょっと私の勘違いかもしれません。とりあえず私が最後に伺いたいことは、現在の主な活動、所属団体、役職に書いてあるもので、この社会福祉士と児童福祉司は間違いであるという発言がありましたけれども、これ以外に関しては、この社会教育主事が元になるというのはあると思うんですけど、これ以外の記載に関しては全部事実であるということでしょうか。

豊島議員	はい、その辺はチェックしております。
南谷清司委員	すみません、もう一点だけちょっと聞かせてください。先ほど配られた前回のご説明の議事録のペーパーですが、そのペーパーに市議会議員として福祉の充実、教育の充実を目指していると、それで、その福祉の分野、教育の分野との連携を常に図っていて、これからも図っていききたいと、こういうことを強く述べたかったから間違った資格を載せてしまったと、このように書いてあるんですが、これは間違いはないですか。当然おっしゃった言葉ですから間違いはないんでしょうけれど。
豊島委員	はい、その分野で、字句のことについては何度もお説明しておりますが、この広い2つの分野に力を入れていきたいということには間違いございません。
南谷清司委員	通常、プロフィールとか現在の主な活動、所属団体というのは自分自身を少しでも理解をしていただくために書くんですが、この社会福祉については、福祉の分野で力を入れている、これからも図っていききたい、そのことを訴えるために書かれたということで間違いはないんですね。
豊島議員	そういう分野という言い方で、今ご指摘受けましたが、そういう幅広い分野で力を入れていきたいと、その通りです。
南谷佳寛委員長	他にはございませんか。 (発言なし)
南谷佳寛委員長	以上で終了いたします。 規程第3第5項において、審査の申し立てをされた議員は口頭または文書をもって弁明することができることになっております。豊島議員は弁明をされますかお尋ねいたします。
豊島委員	大変今回は、第1回るときも申し上げましたように、有権者の皆様、そして議会の皆様にも私のきちんとした字句等チェックとか、慎重なる名称等の認識が甘いためにご迷惑をおかけし、先般も申しましたように、深くこれについては謝罪をいたしております。それで、今後においても、

	<p>これらについては先輩議員のご指導等も受け、また、この分野については、さらなる、しっかりと充実を目指していくこと、これについては変わりを思っておりませんので、各委員さん方のご配慮といえますか、ご指導を賜って進めていきたいと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>以上で弁明を終了いたします。豊島議員は退室願います。</p> <p>(豊島議員退室)</p>
南谷佳寛委員長	<p>続いて、審査会規程第3第1項により、審査会において審査結果及び羽島市議会議員政治倫理要綱第4に定める措置を決定したいと思っておりますが、引き続き審査を進めてよろしいですか。</p>
花村委員	<p>今日決定しますか、それについてお尋ねいたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>審査の結果次第で今日決めるか、また後日ということになるか。</p> <p>審査を進めてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、羽島市議会議員政治倫理要綱第4によれば、審査会は審査の結果、政治倫理に反する事実があると認める議員に対し、要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役職の辞任の勧告等その他審査会が必要と認める措置を取るものとするとして定めております。本件において審査会において、まず、豊島議員に政治倫理に反する事実があると認めることとしてよろしいですか。</p>
近藤委員	<p>事実関係につきましては、本人も認めておられますけど、早急に本人も謝罪しておられますので、私は反対いたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>「政治倫理に反する事実があると認めることでよろしいですか」とお聞きしております。事実があることは、皆さんお認めですか。</p> <p>(異議なし)</p>

南谷佳寛委員長	次に、要綱第4に列記する要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役職の辞任の勧告、その他どのような措置をとることといたしますか。ここでご意見をお伺いいたします。
近藤委員	今委員長から出席の自粛とかいろいろ言われましたけども、私としては前回の豊島議員の発言もありましたけども、早々に全員協議会のとときに大変申し訳ないということ謝罪、また、本日もいろんな質問ですね、そのときも弁明されたときも、これに対しては大変自分のミスであると謝罪をしておられますので、そういった措置については反対いたします。
原委員	議会としてしっかり対応すべきだと考えておりますので、しっかり市民の皆様に説明責任を果たすような取り組みが必要だと思います。
野口委員	私も原委員が言われたように、市民の皆さんにわかる形で、その他があるので、新聞にも載ってしまったし、ご本人も新聞の記事に関しては事実であるということをお認めになられて、謝罪もされていますので、一応市民の皆さんもこの件はご存知なので、ホームページですとか議会だよりにこの政治倫理審査会の結果報告と本人の謝罪等々を含めて結果の記載をするということが必要なんじゃないかなと思いますし、本人の謝罪を本会議場でやれるのかどうかわかりませんが、そういったことも含めてやっていって、その他の審査会が必要と認める措置ということで対応したらどうかと思います。以上です。
南谷清司委員	この政治倫理審査会を設置してはということをや全協での豊島議員からの説明の後申し上げたんですが、その時、設置した方がいいのではという話は、市民の皆様に説明責任を果たさなきゃいけないんじゃないですかというような、そういう目的でした。そういう目的から考えると、何もしないと、議会としては何も説明する機会を作っていない、身内の会議だけということになりますので、要綱の遵守、これは議員誰でも同じですので、要綱の遵守を要請する、もう一つ、議場で事情を説明する、議場で説明するということは、すなわち市民に対して説明するということですので、議場で説明するなり、陳謝されるかはちょっとわかりませんが、議場で状況の説明をご本人の口から説

	<p>明をしていただくと、この2点は説明責任を果たすためには議会としてやっておいた方がいいのではないかなということを思います。以上です。</p>
近藤委員	<p>要綱の第3の第1条ですか、審査会が審査結果及び要綱第4に定める勧告その他の措置を決定しようとするときは、出席委員の全員一致による議決を要するものとするということで、先ほど私が反対ということを行いましたので、それで決着ついたわけじゃないですか。</p>
野口委員	<p>決着をうんぬんの前に、やはり選ばれた委員なんですから、いろんな意見があっただろうと思うので、皆さんにお聞きすればいいんじゃないですか。</p>
佐藤委員	<p>豊島議員の問題に関して、その他の措置ということで、今野口委員からも、いろいろご意見をいただいております、他にも公報が違うという問題がございましたから、正しい記載、あるいは違った記載がどこなのかということを確認に明らかにしていただくような機会というのは必要ではないかなと考えております。以上です。</p>
原委員	<p>しっかりと市民の皆さんにしっかりと説明をして、議会としてどういった対応をしたということ公表すべきだと考えております。</p>
後藤國弘委員	<p>今回のことは、先ほど事実があったかなかったとかということで、事実があったということをご皆さんで認めたということでもありますので、この事実に対して政治倫理審査会、いわゆる議会としてどういう結論を出すのか、もう一点は市民に対してどう説明するのか、本来、この記載、いわゆる間違った記載によっていわゆる迷惑を被ったのは議員ではなくて、市民の方を第一に考えるべきであるので、ここにしっかりとした発信ができないということは、議会は何やっと思ったんやということになると思いますので、何らかの形、先ほど野口委員が言われたようにホームページに載せるとか、謝罪文を載せるとか、そういったものは必ず必要になると私は考えております。以上です。</p>
近藤委員	<p>審査会の関係については、出席委員の全会一致の議決によるものとするというふうに書かれて、審査会で決定される内容については、当然この審査会でやるということですけど、市民に公表するとかそういう部分についてはこの審</p>

<p>南谷清司委員</p>	<p>査会が行うべきか、ちょっと違うと思いますので、その辺審査会の結果は委員長から当然議長に行って、その公表うんぬんについては、また議長が判断されるのか全員でやるのかもしれませんが、その辺はちょっと違うと思いますので、その辺委員長、説明してもらえますか。</p> <p>近藤委員のおっしゃる通りで、措置というのと、審査会の議事であった内容とか、これは違う話ですので、先ほど私がお話したのは、措置として要綱の遵守を求めると、もう一点が措置として議場で事情説明をしていただくと、議場で事情を説明するという事は、要するに私達は市民の代表ですので、市民の皆様事情を説明したということになると思います。それから別に、今回の審査の内容、経過の発表といったことは委員長のみができるということで、委員長の職権でどんな形でされるかわかりませんが、今回の審査の経過なり内容なり、そういったことは委員長の職権で市民の方に公表していただければ結構かなと思います。以上でございます。</p>
<p>花村委員</p>	<p>豊島議員に対しては、議場での事情説明、そして陳謝が必要であると考えます。</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>皆様のご意見をお聞きしますと、市民の皆さんに事情説明をするために、ホームページ、議会だより等々において周知、また本会議場にて謝罪というか、報告をしていただくのがいいというご意見でございます。審査会の会議は非公開として会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は全て委員長が行うという規定もありますので、先ほどの第4に列記する要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役職の辞任の勧告は全会一致になりませんので、近藤委員が反対しておりますので。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>それで結構なんですけれど、措置の案を出して、しっかり議決をとってください。議決をしっかりとってやっていただけるとありがたいと思います。</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>要綱の遵守を求める意見がありましたので、それに対して賛成か反対がお聞きいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

南谷佳寛委員	<p>全員。 次に、本会議場においての事情説明についてお聞きいたします。</p> <p>(「ここで決めるの、そんなこと、その他で勝手に決めていいの」と呼ぶものあり)</p>
南谷清司委員	<p>書いてあるのは要綱の遵守、議会への出席の自粛、議会における役職の辞任の勧告等その他審査会が必要と認める措置をとるものとするとして書いてありますので、前は例示ですので、この例示に類するものであれば自動的にOKだということですから、事情説明は議会への出席の自粛や議会における役職の辞任よりずっと、言い方は変ですけど、軽いというか対応しやすい話ではあるとは思いますが。</p>
近藤委員	<p>その前に、審査規程の中に審査会の会議は非公開とし、会議の経過及び結果については外部に発表する必要がある場合は全て委員長が行うと書いてあるでしょ、この規定でいったらどうですか。</p>
後藤國弘委員	<p>今求められているのは、本人の口からのいわゆる説明を求めるとのことだと思いますので、委員長の口ではなくて、本人の口から求めるといふことが必要かと、そういうふうに考えております。</p>
南谷清司委員	<p>審査会規程の第3の2に会議の経過及び結果について、外部に発表するとありますから、ここで議決をした結果を説明するので、まず結果がまだ決まってないので、決局、勧告その他の措置を決定しようとするときには出席委員の全員一致による議決を要するというわけですから、今、一つ遵守の要請が決まったと、もう一つ議題になるのが、議場で議員、つまりは市民に対して事情説明をする、事情説明をすれば多分その場で陳謝もされると思うんですけど、それを求めるか、そういう措置を決定するかどうかを決めて、それが決まれば、委員長が外部に向けて発表すると、そういう流れじゃないかなと思います。</p>
近藤委員	<p>再度確認ですけども、要綱の第4の議会における役職の辞任の勧告等その他審査会が必要と認める措置を取るものとするについては、この部分についても、審査会規程の第3の1の出席委員の全員一致による議決を要するもの</p>

	<p>とするとということが適用されることでよろしいですか。</p>
南谷佳寛委員長	<p>これは規定にあるので。 一つずつ聞いていきます。本会議場においての事情説明をお聞きします。やった方がいいと思われる委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
南谷佳寛委員長	<p>反対の方。</p> <p>(反対の委員挙手)</p>
南谷佳寛委員長	<p>先ほどは説明でしたが、今度は謝罪を議場でした方がいいと思われる委員の方。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
南谷佳寛委員長	<p>反対の方。</p> <p>(反対の委員挙手)</p>
南谷佳寛委員長	<p>当委員会において、豊島議員の政治倫理に反する事実があると認めましたが、議場においての説明、謝罪は全員一致ではありませんので、しないということにいたしたいと思いますが、要綱の遵守求めるという措置の部分に対しては全員一致と認め、要綱の順守を求める措置をすることといたします。</p> <p>当委員会において決定した結果を豊島議員に伝え、当審査会の結果報告を取りまとめるため、次回開催の日時を決定してはとありますが、いかがですか。明日、6月7日10時としてよろしいですか。</p>
議会総務課課長補佐	<p>ここで発言させていただいて大変申し訳ありませんが、次回委員会の結果報告の取りまとめに当たりまして、常任委員会でやっていただいています委員会結果報告の案文を作成する関係がありまして、少しお時間をいただきたいと思いますと考えておりますが、申し訳ありません、よろしく申し上げます。</p>
南谷清司委員	<p>常任委員会みたいに、「委員長に一任願います、異議なし」ではだめなんですか。結論は出たので、あとは経過報</p>

	<p>告だけですもんね。ですから、常任委員会ではいつも最後委員長にご一任願いますで終わるんですけど、経過報告、あるいはここに外部への発表は委員長しかできないとありますので、そういったことについては全て委員長に一任するというので私は構わないんですが、皆さんがそれでよければ、これが最後ということでもいいんじゃないかなと思いますけど。</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>開催しないで、委員長にお任せ願えますか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>それでは委員長にお任せいただきたいと思います。 これで政治倫理審査会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 25 分】</p>